

平成 24 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科
法務専攻

平成 25 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 7 |
| II 章ごとの評価 | 8 |
| 第 1 章 教育の理念及び目標 | 8 |
| 第 2 章 教育内容 | 9 |
| 第 3 章 教育方法 | 14 |
| 第 4 章 成績評価及び修了認定 | 16 |
| 第 5 章 教育内容等の改善措置 | 20 |
| 第 6 章 入学者選抜等 | 21 |
| 第 7 章 学生の支援体制 | 24 |
| 第 8 章 教員組織 | 26 |
| 第 9 章 管理運営等 | 29 |
| 第 10 章 施設、設備及び図書館等 | 30 |
| 第 11 章 自己点検及び評価等 | 32 |
| <参 考> | 35 |
| i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 37 |
| ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 38 |
| iii 自己評価書等 | 39 |

| |
|-------------------------------------|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について |
|-------------------------------------|

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 24年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 |
| 9月 | 評価部会 ・書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定 |
| 10月～11月 | 訪問調査の実施 |
| 12月 | 運営連絡会議、評価部会 ・評価報告書原案の作成 |
| 25年1月 | 運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知 |
| 3月 | 運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定 |

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

| | |
|----------|---------------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| 磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 上田 廣一 | 上田廣一法律事務所弁護士 |
| 岡田 ヒロミ | 消費生活専門相談員 |
| 岡部 謙治 | 教育文化協会理事長 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 久保井 一匡 | 久保井綜合法律事務所弁護士 |
| ◎佐々木 毅 | 学習院大学教授 |
| 佐藤 國雄 | 前 ユネスコ・アジア文化センター理事長 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 滝澤 正 | 上智大学長 |
| 武井 康年 | 広島綜合法律会計事務所弁護士 |
| 龍岡 資晃 | 西綜合法律事務所弁護士 |
| ○田中 成明 | 国際高等研究所副所長 |
| 棚村 政行 | 早稲田大学大学院法学研究科長 |
| ダニエル・フット | 東京大学教授 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 藤井 敏明 | 司法研修所教官 |
| 丸山 毅 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村中 孝史 | 京都大学大学院法学研究科長 |
| 諸石 光熙 | 大江橋法律事務所弁護士 |
| 安永 正昭 | 同志社大学教授 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 山本 眞一 | 桜美林大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

| | |
|--------|----------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 龍岡 資晃 | 西綜合法律事務所弁護士 |
| ◎田中 成明 | 国際高等研究所副所長 |
| 土井 真一 | 京都大学教授 |
| 中川 丈久 | 神戸大学教授 |
| 野坂 泰司 | 学習院大学大学院法務研究科長 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 山川 隆一 | 慶應義塾大学教授 |
| 山中 至 | 熊本大学理事・副学長 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 吉田 克己 | 早稲田大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第2部会)

| | |
|--------|-----------------|
| ○浅香 吉幹 | 東京大学教授 |
| 天野 佳洋 | 京都大学教授 |
| 紙野 健二 | 名古屋大学教授 |
| ◎長井 長信 | 明治学院大学教授 |
| 山口 卓男 | 筑波アカデミア法律事務所弁護士 |
| 吉岡 茂之 | 司法研修所教官 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |
| 吉村 良一 | 立命館大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

| | |
|-------|------------------|
| 磯部力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村保 | 早稲田大学教授 |
| 井上由里子 | 一橋大学教授 |
| 上原敏夫 | 明治大学教授 |
| 北村雅史 | 京都大学教授 |
| 小林哲也 | 小林総合法律事務所弁護士 |
| 佐藤隆之 | 東北大学法科大学院長 |
| 塩見淳 | 京都大学教授 |
| 道垣内正人 | 早稲田大学教授 |
| 野坂泰司 | 学習院大学大学院法務研究科長 |
| 服部高宏 | 京都大学教授 |
| 浜川清 | 法政大学教授 |
| 前田雅弘 | 京都大学教授 |
| 前田陽一 | 立教大学教授 |
| 丸山毅 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 丸山雅夫 | 南山大学大学院法務研究科長 |
| ◎三井誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村田涉 | 司法研修所教官 |
| 毛利透 | 京都大学教授 |
| 山川隆一 | 慶應義塾大学教授 |
| 山本和彦 | 一橋大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第11章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していることを、満たしていない基準があれば、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していること又は適合していないこと、及びその理由を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成24年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料免除制度が整備されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 15 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく 24 時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 四国弁護士会連合会との共同FDプロジェクトが実施され、授業改善に役立っている。
- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、他学部卒業者及び社会人について、優先合格枠を設けている。
- 四国弁護士会連合会の協力を得て、就職支援がされており、弁護士となった者の地元定着率が高い。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価の考慮要素について、1 授業科目において課題を全員満点としていることから、一律な成績評価にならないよう、少人数であることに留意しつつ、成績評価の在り方を含めたさらなる検討・改善を図り、全教員に周知徹底するよう努めること。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 司法試験の合格率が低い水準にとどまっており、改善措置がまだまだ十分な成果を上げていないため、十分な点検及び評価とその結果を踏まえた、教育活動等の実効的な改善措置が講じられる必要がある。
- 法曹養成という法科大学院の目的に照らし、司法試験の合格状況は低い水準にあるため、教育の理念及び目標の達成や地域からの期待を踏まえた、抜本的な司法試験の合格状況の改善措置を講ずる必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「①親身に地域住民の生活を支える法曹の養成、②地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、学生募集要項及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、法的なものの考え方と基本的な知識を養成した上で実践力と応用能力を養成する体系的・段階的なカリキュラムによる理論的かつ実践的な教育、地域との連携による教育、「ビジネスロー群」及び「環境法群」特別履修モデルの提示等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。司法試験の合格状況は、平成23年度及び平成24年度において全国平均の4分の1未満となっており、法曹養成という法科大学院の目的に照らし、低い水準にとどまっており、四国弁護士会連合会や四国ロースクール後援会等の協力を得て、「2012年度四国LS改革構想アジェンダ」を策定し改革に着手するなどの取組がなされているが、さらに抜本的に司法試験の合格状況の改善に努める必要がある。修了者の活動状況としては、主に四国の法律事務所、司法書士事務所等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法曹養成という法科大学院の目的に照らし、司法試験の合格状況は低い水準にあるため、教育の理念及び目標の達成や地域からの期待を踏まえた、抜本的な司法試験の合格状況の改善措置を講ずる必要がある。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、体系的な理論的教育を行う基礎科目群、未修者教育の基礎を固め基幹科目群の授業へとつなぐ基礎演習科目群、事実関係の複雑な応用事例、判例事案を用いて基礎科目群で修得した内容を応用・駆使できる能力を養う基幹科目群、具体的な事案を題材にして演習形式で議論する総合演習科目群、理論と実務の架橋をはかる法律実務基礎科目群、多様な知識・視野や洞察力を養う基礎法学・隣接科目群、特殊な専門的法領域の問題に対処できる素地の形成を目的とする展開・先端科目群を開設するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、オフィスアワーを含めた学生の個別相談や、ビジネスローに関心のある学生に対する夜間開講の地域マネジメント研究科の授業科目の履修を許可するなどの対応がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報処理、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法哲学」、「比較司法システム論」、「日本法史学」、

「刑事政策」等、(4) 展開・先端科目として、授業科目「地方自治法」、「環境法(1)」、「環境法(2)」、「労働法」、「国際私法」、「倒産法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、各系の選択必修科目から 6 単位の合計 62 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「要件事実論」及び「民事裁判演習」(各2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務」及び「刑事裁判演習」(各2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「実務講座」及び「刑事裁判演習」の中で指導が行われており、ローヤリングは授業科目「実務講座」(2単位)が必修科目として開設され、クリニックは授業科目「リーガル・クリニック(1)」(1単位)、「リーガル・クリニック(2)」(1単位)及び「リーガル・クリニック(3)」(2単位)が選択必修科目として開設され、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ(1)」(1単位)、「エクスターンシップ(2)」(1単位)及び「エクスターンシップ(3)」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目4単位相当を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法律情報処理」が必修科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、シラバス作成に際して、専任教員(研究者教員及び実務家教員)で構成される公法系、民事系、刑事系の各FD会議において授業内容を検討しているほか、授業科目「民法法演習(5)」、「民法法総合演習(1)」、「民法法総合演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」については、研究者教員と実務家教員による共同授業を実施しており、FD会議以外でも担当者間で協議を行うなど、研究者教員と実務家教員による協力が行われている。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9:重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式を中心としつつ質問等により学生自身が疑問を見だし、問題への理解と考察力を深められるような授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、判例等を教材として、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック（1）」、「リーガル・クリニック（2）」及び「リーガル・クリニック（3）」並びに「エクスターンシップ（1）」、「エクスターンシップ（2）」及び「エクスターンシップ（3）」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研

修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、予習・復習に関する情報提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては40単位（うち4単位は法学未修者1年次の法律基本科目を含む。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは修学案内に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、1授業科目において課題の成績が全員一律満点となっているものの、期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の程度等としており、これらは修学案内に記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、各専門分野系FD会議における試験問題の事前確認、「全体FD研究会」等を通じた教員間の成績分布データの共有・検討等が講じられている。

成績評価の結果については、採点基準や講評、全科目の成績分布データ、GPAに基づく学内成績順位等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照ら

して、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは修学案内に記載されているほか、新年度ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

| | |
|-------------|-------|
| ア 公法系科目 | 8 単位 |
| イ 民事系科目 | 24 単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10 単位 |
| エ 法律実務基礎科目 | 10 単位 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 |

カ 展開・先端科目 12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、93単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院に修得した単位と合わせて、30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位、各系の選択必修科目から6単位、法律実務基礎科目15単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題は、過去の試験問題及び当該大学法学部の試験問題と重複がないか点検が行われ、採点に際しては、匿名性が確保されているほか、出題者以外の者が点検するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法について論文式試験が実施され、法科大学院統一適性試験、面接試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次及び2年次に配当される法律基本科目の単位を免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしており、在学

期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、1 授業科目において課題を全員満点としていることから、一律な成績評価にならないよう、少人数であることに留意しつつ、成績評価の在り方を含めたさらなる検討・改善を図り、全教員に周知徹底するよう努めること。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD・教育改善委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、厳格な成績評価の実施方法の検討、学生アカデミックカルテの活用方法の検討、担当授業の実施状況についての各専門分野系からの報告、授業参観の実施及び授業内容・方法の検討、授業評価アンケートの実施・結果の検討、他大学の法科大学院や四国弁護士会連合会等と連携した「法科大学院共同FDプロジェクト」の実施等が行われている。

なお、「法科大学院共同FDプロジェクト」においては、各教員が学内外の専門家や研究者と法科大学院教育の向上のための情報を交換し、教育内容、授業の在り方、成績評価の在り方について常に外部からの新しい視点を取り入れて教育改善を行っている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

○ 四国弁護士会連合会との共同FDプロジェクトが実施され、授業改善に役立っている。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「①社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者、②物事を公正・公平にみる者、③問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者、④不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入学説明会、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試・広報委員会」が入試業務の企画、実施を所掌するとともに、定められた実施要項に従い、研究科長を実施総括責任者とする体制が組織され、合否判定は教授会の審議を経ることとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者3年

コースについては小論文試験、法学既修者2年コースについては既修者試験（論文試験）を行い、面接試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、入学志望理由書及び履歴書も書類評価の対象に加えることによって、また、他学部卒業生（法学専攻分野以外の学士、修士、博士またはその他の学位が授与されたもの）及び社会人については、優先的合格枠による選抜のみにおいて書類評価の配点比率を一般枠の1.5倍（15%）にしており、多様な学識及び課外活動等の実績や実務経験及び社会経験等が、適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成20年度は約48%、平成21年度は約46%、平成22年度は約55%、平成23年度は50%、平成24年度は50%であり、各年度3割以上となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は35人であり、収容定員60人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学試験の試験回数を増加するなど、入学者数が入学定員と乖離しないように努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（30人から20人に削減）が行われ、平成23年度入学者選抜から募集回数の変更並びに2年コース（既修者コース）の選抜において、従来課していた小論文試験を課さないことにするなどの変更が行われ、平成25年度入学者選抜から二次募集の募集回数の変更を行うなど入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善に取り組むほか、平成24年度には新聞掲載等の広報活動の強化、ウェブサイトでの入試関連情報の充実、弁護士による授業参観における学部生の参加許可等の改善措置が講じられている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、他学部卒業者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時に修学及び履修に関する教務ガイダンスの実施、履修登録の個別相談、学年主任制等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前導入教育である「四国ロースクール公開プレスクーリング」の実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、前期の途中（例年5月下旬～6月上旬）に指導教員が行う個人面談において、入学後における法律基本科目の学習状況等を把握し、必要な助言を行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間等が修学案内に掲載され、学生に周知されている。

このほか、地元の若手弁護士による弁護士チューター制、当該法科大学院の修了者による修了生チューター制をとるなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度並びに学業成績等を基に特待生を選考する授業料免除制度のほか、当該法科大学院独自の制度として、入試結果の上位者5人に対する授業料全額免除制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおけるカウンセリングを含む健康相談、全学の学生生活支援グループによる「なんでも相談窓口」における学生生活相談、各種ハラスメントについて、全学的なハラスメント相談員による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレが設置されているなど整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、テイクノートや文字情報による資料の配付等、障がいの事情に応じた支援を行う予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、指導教員や弁護士チューターによる相談、全学のキャリア支援センターによる相談、四国弁護士会連合会等の協力を得た情報提供の体制整備のほか、新入生歓迎会や学習相談会の際に法曹関係者から進路選択に関する情報を得ることができる機会が設けられており、また、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料免除制度が整備されている。

【特色ある点】

- 四国弁護士会連合会の協力を得て、就職支援がされており、弁護士となった者の地元定着率が高い。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用、昇任及び再任に関して、香川大学所属の教員については、当該法科大学院の「運営会議」及び教授会、法学研究院の「人事委員会」及び「運営会議」、並びに当該法科大学院又は法学研究院の「教員選考委員会」又は「昇任委員会」の議を経て、法学研究院の教授会（採用及び昇任の場合）又は「運営会議」（再任の場合）において審議・決定されており、愛媛大学所属の教員の採用及び再任については、当該法科大学院の「運営会議」及び「教員選考委員会」の議を経て、教授会が審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教育上主要と認められる授業科目を担当する兼担・兼任教員については専任教員の選考基準及び選考手続が準用され、その他の兼担・兼任教員の選考は、「教務・設備委員会」から提案された候補者について教授会で審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目の必修科目である基礎科目群及び基幹科目群並びに選択必修科目である基礎演習科目群及び総合演習科目群、実務基礎科目群のうちの必修科目であり、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員15年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 2 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び研究教育の発展を目的とするサバティカル制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学部・経済学部事務課学務第一系の事務職員 4 人、IT 関連能力がある非常勤の事務補佐員 1 人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第 8 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数 12 人に対して、教育の理念及び目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 15 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である香川大学・愛媛大学連合法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、教員組織2部局（法学研究院、経済学研究院）と教育研究組織4部局（法科大学院、法学部、経済学部、地域マネジメント研究科）の事務を担当する「法学部・経済学部事務課」が組織されており、このうち法科大学院の事務を重点的に担当する職員が2人配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、学内における設備・施設等の整備事業経費、特定施策推進経費等の各種経費要求の機会が設けられており、この各種要求時に実施されるヒアリングや要求（理由）書の提出等により、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室、円卓法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室や実習室には、教材提示装置、ビデオ会議システム等が配備されている。学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、LANコンセント、ネットワーク・プリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して大学図書館や法学資料室に収蔵されている図書資料を検索する「図書館システム蔵書検索（OPAC）」やオンラインデータベースである「判例体系」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、大学図書館、法学資料室が整備されている。大学図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではなく、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。大学図書館、法学資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、日常的な管理業務を通じ、また、大学図書館では図書の持ち出し防止システムが設けられるなどの管理及び維持がなされるとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、法学資料室には、司書の資格を有し、法情報調査の基礎的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法学資料室の近くに位置しているなど、自習室と法学資料室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員等には派遣教員控室及び非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室のほか、派遣教員控室や非常勤講師控室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法学資料室の近くに位置しているなど、自習室と法学資料室との有機的連携が確保されている。
- 法学資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、評価項目として「教育の理念及び目標」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び図書館等」、「自己点検及び評価等」、「研究活動」及び「社会貢献」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「運営会議」で協議の上、「FD・教育改善委員会」等に教育改善案の作成が依頼され、当該委員会等から提案される教育改善案が「運営会議」及び教授会において審議され、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

なお、「2012年度四国LS改革構想アジェンダ」を策定し改革に着手するなどの改善措置を講じており、修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況を含む。）について、いまだ十分な成果が上がっていないものの、点検及び評価とその結果を踏まえた教育活動等の改善措置を講じるよう努めている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報については、ウェブサイトの「専任教員の社会貢献活動」を通じて公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法学部・経済学部事務課学務第一係及び総務係のほか教務・設備委員会委員等において収集され保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「専任教員の社会貢献活動」を通じて公表されている。

【改善すべき点】

- 司法試験の合格率が低い水準にとどまっており、改善措置がまだ十分な成果を上げていないため、十分な点検及び評価とその結果を踏まえた、教育活動等の実効的な改善措置が講じられる必要がある。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻（専門職学位課程）
- (2) 所在地
香川県高松市
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
学生数：35 人
教員数：19 人（うち実務家教員 6 人）

2 特徴

(1) 本法科大学院は、司法改革の一環として設けられた法曹養成の中核機関である法科大学院制度の趣旨に従い、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した法科大学院である。

本法科大学院の設置は、司法改革の理念に沿った法曹の養成とともに法科大学院の適正な配置が必要であるという考えに基づくものである。地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、四国地域住民の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし地域で活躍する法曹を養成することが必要であり、また、四国地域の法曹に法学研修の機会を提供することも必要であるからである。

四国は、弁護士の数が少ない。全体としても、四国の住民は法的紛争の解決についてリーガル・サービスを受ける機会が少なく、裁判を受ける権利の実質的保障が十分とはいえない。四国に設置された法科大学院において法曹養成教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、四国及び全国の弁護士過疎の問題が解消され、住民の生活が法的に支えられる保障が高まると思われる。

(2) 本法科大学院は、設置に際して、四国の諸団体の強い支援を受けた。

もともと香川大学は法学部に、愛媛大学は法文学部に多数の法学系研究者教員を擁し、法学教育の経験を蓄積していた。両大学は、それぞれの学部を中心に設置の準備を進めた。

四国各県弁護士会、住民、地方自治体、地域・経済団体等が四国における法科大学院の設置を強く要望した。とりわけ弁護士会の支援は厚く、平成 13 年からは設置に関する協議会が、四国弁護士会連合会の主宰により開かれた。さらに、平成 14 年から四国国立大学協議会のもとで、大学間の調整が行われた。

これらの検討結果を踏まえて、両大学による連合形態の法科大学院を設置する合意が平成 15 年に成立し、平成 16 年の設置に至った。香川大学の所在地に高松高等裁判所、高松高等検察庁及び四国弁護士会連合会事務局が置かれており、これらの関係機関との連携を円滑に行うべきことを考慮して、基幹校を香川大学とした。

(3) 本法科大学院は、地域の関係機関と連携して、親身に地域住民の生活を支える法曹の養成を目指している。そのために、たとえば四国弁護士会連合会に設けられた法科大学院支援委員会の支援を受けて、授業参観を踏まえた弁護士と教員との意見交換、学生が陪席する無料法律相談会等を実施している。

また、四国弁護士会連合会等関係諸団体及び個人を会員とする「四国ロースクール後援会」が平成 17 年に組織され、本法科大学院はその支援を受けている。

(4) 本法科大学院の教育は、香川大学と愛媛大学の人的及び物的資源を背景にしている。

第一に、設置基準上必要な教員を超える数の専任教員を有し、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生一人ひとりに対して、丁寧な教育を行っている。

第二に、授業は通常香川大学で実施しているが、夏季休業期には、愛媛大学の先端研究の成果を活用し、また、愛媛弁護士会の支援を得て、一部の選択必修科目の授業を愛媛大学で行っている。必要なときには、IT 教育機器によって愛媛大学との間で遠隔授業や学生との質疑応答等を行って、授業を臨時的・補助的に支えることができるようにしている。

第三に、所在地が四国経済の中心に位置することと、豊島産業廃棄物不法投棄事件や愛媛大学の沿岸環境科学研究センターの研究成果等の素材を基盤にして、ビジネス分野と環境法分野の教育を充実させている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 本法科大学院は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」（法科大学院の設置基準等について（答申））の資質を備えた法曹を養成することを基本理念とする。司法試験及び司法修習と有機的に連携した「プロセス」としての法曹養成の中核的な教育機関として、公平性、開放性、多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることに特に留意しつつ、理論と実務を架橋する教育を行う。

本法科大学院はかかる法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力等を基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標とする。さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

2 これらの教育の理念及び目標は、教職員及び学生に周知され、かつ、広く社会に公表されており、以下の方策により、その達成が図られている。

(1) 入学者選抜において公平性及び開放性を確保し、多様な知識又は経験を有する者を入学させている。それとともに、本法科大学院の理念及び目標に沿ったアドミッション・ポリシーに従って入学者選抜を実施し、資質の高い豊かな感性を持つ者を入学させている。

(2) 法曹養成の基本理念に則り多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成すべく、体系的・段階的なカリキュラムにより理論的かつ実践的な教育を行っている。

法学未修者は、主に1年次において基礎科目群及び基礎演習科目群科目の履修により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。2年次と3年次において、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群科目並びに実務基礎科目群科目の履修により、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群科目の履修により、多様な知識・視野や洞察力を養う。法学既修者は、法学未修者の2・3年次履修科目とほぼ同じ科目を履修する。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す意志とそれに必要な能力は、すべての教育を通じて育てるよう留意し、法曹が持つべき職業倫理は、実務基礎科目群科目により修得させている。

(3) 「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」を実現するために、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し運営しており、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育している。教員は授業に意欲的に取り組み、FD活動等によって、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況等について認識を共有化して絶えず改善に努め、学生の自学自習を積極的に支援している。1年中24時間の使用が可能な自習室や香川大学法科大学院教育研究支援システム（以下、「TKC」という。）を備え、学生の学習環境についても十分に配慮している。

(4) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生のためには、展開・先端科目群に関係科目を開設し、特に特別履修モデルを示して履修を推奨している。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_kagawa_h201303.pdf